

賃貸アパート・駐車場等の事業を営んでいる方へ

償却資産の申告が必要です！

償却資産とは、固定資産税のうち土地・家屋以外の事業用の資産のことです。

賃貸アパート・賃貸マンションや貸店舗、駐車場の経営も事業であり、土地・家屋以外の事業用に供する資産で、その減価償却費などが法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものは、償却資産に該当します。

こうした償却資産を所有されている場合、1月1日に所在する市町村に所有者が申告することになっております。

主な償却資産

賃貸アパート等では・・・

塀、門扉、駐車場の舗装、機械式駐車設備、自転車置き場、緑化施設、受変電設備、エアコン（壁掛け型）、外灯、屋外の電気・ガス・給排水設備・太陽光発電システム（建材型を除く）など

貸ビル・貸店舗では・・・

塀、門扉、看板、駐車場の舗装、機械式駐車設備、緑化施設、受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、LAN設備、中央監視設備、監視カメラ設備、外灯、屋外の電気・ガス・給排水設備・太陽光発電システム（建材型を除く）など

賃借人（テナント）がその事業のために施工した内装・造作、建築設備等は、賃借人（テナント）の償却資産の申告対象となります。

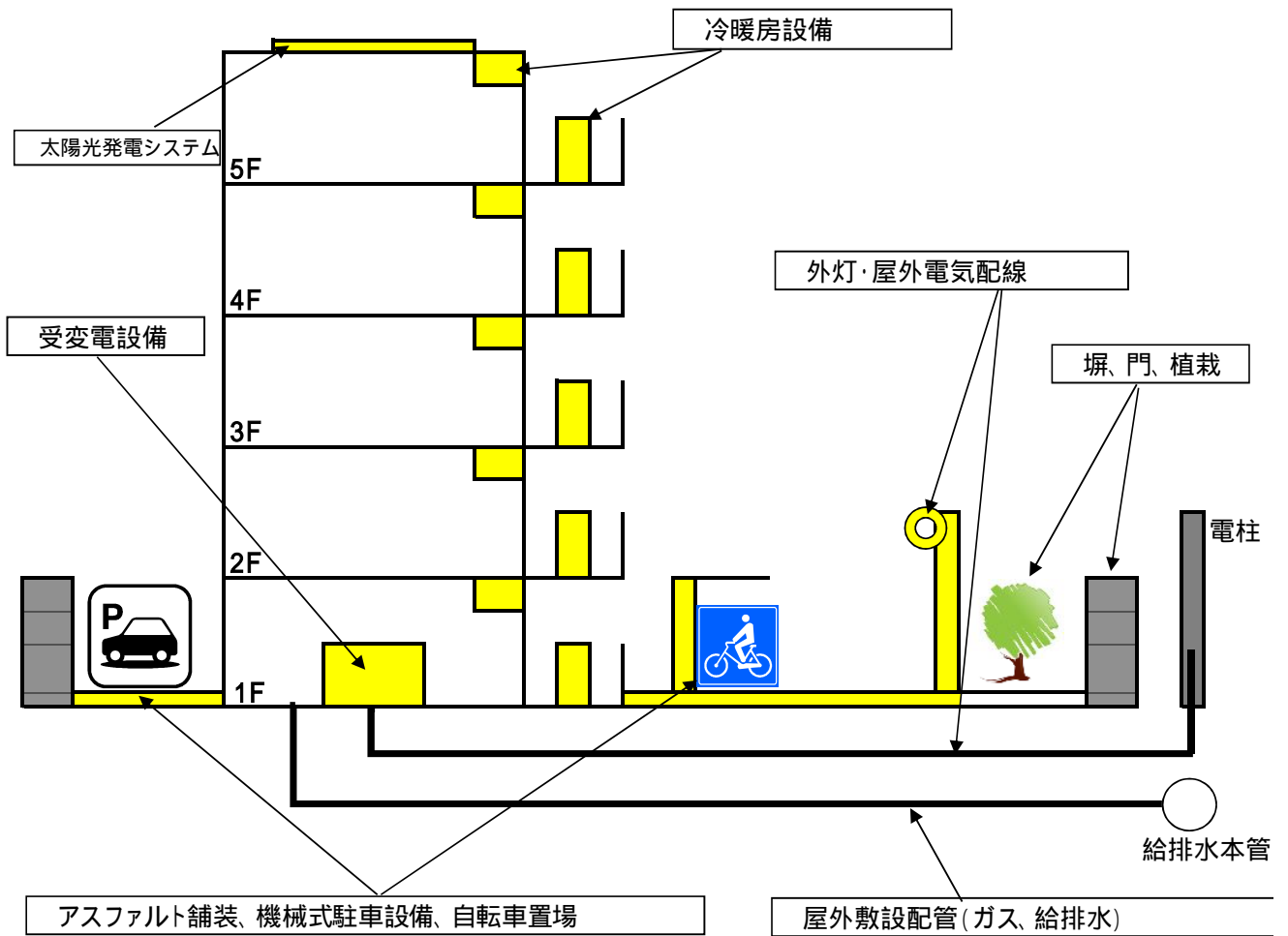
【問い合わせ先】

〒243 - 8511 厚木市中町3 - 17 - 17

厚木市財務部資産税課家屋・償却資産係

電話 046 - 225 - 2032

賃貸住宅における主な償却資産の例



減価償却資産における主な償却資産申告対象資産

名称	項目	項目詳細	課税区分	図番号
建築本体工事			家屋	
建築附帯工事	電気設備工事	屋内電気設備工事	家屋	
		屋外電気設備工事	償却資産課税対象	
		受変電設備	償却資産課税対象	
	給排水衛生設備工事	屋内給排水設備工事	家屋	
		屋外給排水設備工事	償却資産課税対象	
	ガス設備工事	屋内ガス設備工事	家屋	
		屋外ガス設備工事	償却資産課税対象	
外構工事	外構工事	門扉	償却資産課税対象	
		フェンス	償却資産課税対象	
		植栽	償却資産課税対象	
		アスファルト舗装	償却資産課税対象	
		自転車置場	償却資産課税対象	
その他工事	機械設備	機械式駐車設備	償却資産課税対象	
		太陽光発電システム(建材型)	家屋	
		太陽光発電システム	償却資産課税対象	
	器具	冷暖房設備(ビルトイン(家屋と一体型))	家屋	
		冷暖房設備	償却資産課税対象	